

SSBJ基準の改正「温室効果ガス排出の開示に対する改正」の概要

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) 委員長 **川西安喜**
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) 常勤委員 **山口奈美**

I はじめに

サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）は、2026年3月13日に、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」として、次の3つのサステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準の改正を公表した（以下まとめて「本改正基準」という。）。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「改正適用基準」という。）

- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（以下「改正一般基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「改正気候基準」という。）

本稿では、本改正基準の概要をその背景とあわせて解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、SSBJの公式見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

II 本改正基準の公表の経緯

SSBJは2025年3月5日、我が国最初のサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という。）を公表した。SSBJ基準は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表するIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という。）と機能的に整合するものとなるように開発されているものである。

また、SSBJでは、SSBJ基準公表後の対応として、SSBJ基準がISSB基準と機能的に整合していることを維持することとしている。そのために、ISSBによりISSB基準が新規に公表され

る又は既存のISSB基準が改訂される場合、SSBJにおいて、SSBJ基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている（サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」BC19項(1)）。

1 ISSBによるISSB基準の修正

2025年12月11日、ISSBにより「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号に対す